

◎身体障がい者等減免適用範囲表

手帳の種類及び障がい区分		本人所有又は使用	生計同一者又は常時介護運転	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1		
	聴覚障がい	2級及び3級		
	平衡機能障がい	3級		
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	/	
	上肢不自由（上肢機能障がい）	1級、2級の1、2級の2及び2級（身体障がい者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。）		
	下肢不自由（下肢機能障がい）	1級～6級	1級、2級及び3級の1	
	体幹不自由（体幹機能障がい）	1級～3級及び5級		1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1級及び3級		
	ヒト免疫機能障がい	1級～3級		
	肝臓機能障がい	1級～3級		
併合障がい	1級～4級	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障がい	特別項症～第4項症		
	聴覚障がい	特別項症～第4項症		
	平衡機能障がい	特別項症～第4項症		
	音声機能障がい	特別項症～第2項症（喉頭摘出を受けた者に限る。）	/	
	上肢不自由（上肢機能障がい）	特別項症～第3項症		
	下肢不自由（下肢機能障がい）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由（体幹機能障がい）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	特別項症～第3項症		
療育手帳	総合判定A		総合判定A（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）	
精神障がい者保健福祉手帳	障がい等級 1級			

◎ 分かりにくい点がありましたら、下記まで御連絡ください。

<お問合せ先> 川南町役場 税務課 課税係 0983-27-8003（直通）